ひとり親家庭等福祉医療費助成制度について

射水市では、18 歳の年度末までのお子さんを養育する母子・父子・養育者家庭の子ども及び母・父・養育者の医療費を助成しています。

・通院・・・保険診療及び調剤の自己負担分
・入院・・・保険診療及び調剤の自己負担分（ただし、食事療養費等を除く。）

◎診療時に医療機関の受付窓口に提示するもの・・・（富山県内のみ）

○　ひとり親家庭等医療費受給資格証
○　マイナ保険証又は資格確認書、健康保険証（経過措置期間まで）

◎住所、加入保険*、受給者等に変更があったとき

こども福祉課に次のものを持参し、手続きを行ってください。

＊加入保険の変更に限り、各地区センターでも手続きを行うことができます。

○　ひとり親家庭等医療費受給資格証
○　健康保険の加入情報が確認できる書類　（1）～（4）のいずれか。

（1）健康保険証（マイナンバーカードは不可。令和 6 年 12 月 2 日の健康保険証廃止後は使用可能な経過措置期間に限ります。）
（2）医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」
（3）医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
（4）マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
※氏名・保険者番号・保険者名・記号・番号（枝番含む）・被保険者名・資格取得日（認定日）が記載されているかをご確認ください。

◎償還払申請手続き・・・（県外の医療機関で受診した場合など）

（１）手続きの流れ

①　診療後、病院窓口で医療費（自己負担分）を支払い、『領収書』をもらう。
②　市役所の窓口にて、療養費払（償還払）の申請手続きをする。
※ただし、保険者（健康保険組合など）から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を控除した残額が助成の対象となりますので、先にご加入の健康保険で手続きをお願いします。
③　申請のあった月の翌月下旬に、市から指定口座へ振り込みます。

（２）必要なもの

○　ひとり親家庭等医療費受給資格証
○　健康保険の加入情報が確認できる書類等（受診者のもの）
○　領収書……受診者の氏名、医療機関名、医療機関コード、保険診療点数、診療日、領収金額、領収印があるもの（レシートは不可）
○　通帳……受給資格者（保護者）名義のもの

【市受付窓口】

申請受付　：　こども福祉課
各地区センター（加入保険の変更手続き、償還払及び受給資格証の再発行）
問合せ先　：　こども福祉課　こども福祉係　℡（0766）51-6546